

## 官民推進チーム 設置要綱

(目的)

第1条 社会の多様な主体と連携し、子供、子育てを最優先とする「チルドレンファースト」の社会の実現に向け、社会のマインドチェンジを促す取組である「こどもスマイルムーブメント」において、民間の多様なノウハウや斬新なアイデアを活用し、こどもスマイルムーブメントを戦略的に展開していくため、「官民推進チーム」を設置する。

(所掌事項)

第2条 官民推進チームは、次に掲げる事項の検討について、所掌する。

- (1) こどもスマイルムーブメントの方向性
- (2) 子供の目線を大切にした取組の企画
- (3) その他、こどもスマイルムーブメントの推進に関すること

(構成員)

第3条 官民推進チームは、以下のとおり構成され、別紙の構成員を持って組織する。

- (1) コア・メンバー  
こどもスマイルムーブメントの総合調整を担う。
- (2) 戦略的パートナー  
こどもスマイルムーブメントについて、意見・助言を行う。
- (3) アドバイザー  
こどもスマイルムーブメントに関する具体的取組について、コア・メンバー又は戦略的パートナーからの要請に基づき、専門的見地から助言を行う。

(事務局)

第4条 官民推進チームの庶務を処理するため、官民推進チーム事務局を置く。

- 2 官民推進チーム事務局は、東京都子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進課及び同課が委託する事業者により構成する。

(検討会議)

第5条 こどもスマイルムーブメントの戦略的展開等について議論することを目的に、官民推進チームに、コア・メンバー、戦略的パートナーにより構成される「検討会議」を設置する。

- 2 検討会議には、委員の互選により座長を置くことができる。座長は、会議の議事進行を担う。
- 3 検討会議は、官民推進チーム事務局が招集する。
- 4 座長が必要と認めるときは、アドバイザー又は官民推進チームの構成員以外の者を検

討会議に出席させることができる。

5 検討会議は原則非公開とする。ただし、議事概要は、原則として公開する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、官民推進チームの運営に必要な事項は官民推進チーム事務局が別に定める。

附 則 (3政計計第295号)

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則 (4子子事第5号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (4子子事第61号)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (4子子事第192号)

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則 (5子企ブ第34号)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則 (5子企ブ第125号)

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附 則 (6子企ブ第6号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (7子企ブ第31号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (8子企ブ第1号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 官民推進チーム構成員一覧

令和8年4月1日現在

コア・メンバー (有識者)	池本 美香 (株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員)
	田中 里沙 (事業構想大学院大学学長)
	松田 恵示 (東京学芸大学理事、神戸親和大学理事・学長)
コア・メンバー (団体)	東京都子供政策連携室
	業務受託者
戦略的パートナー (団体)	一般社団法人東京経営者協会
	東京商工会議所
アドバイザー (団体)	アクトインディ株式会社
	株式会社コドモン
	株式会社 biima
	特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール
	マンガデザイナーズラボ株式会社

(敬称略、有識者・団体別五十音順)